

# 水産知財の現状把握の取組

弁護士知財ネット専務理事  
弁護士 伊原 友己<sup>1</sup>

## 1 弁護士知財ネットの歩み

### (1) 弁護士知財ネットについて

弁護士知財ネット（以下「知財ネット」という。）は、平成17年（2005年）4月1日の知的財産高等裁判所の設立と平仄を合わせるように、日本弁護士連合会の知的財産（以下「知財」という。）分野の政策<sup>2</sup>・活動の一つの成果として、同年4月8日に創設され、本年4月で20周年を迎える知財分野を取り扱う弁護士等の全国規模のネットワークである<sup>3</sup>。

知財ネットでは、平成26年（2014年）にわが国の知財分野を担う弁護士のグローバル展開を図るために、渉外知財事件等を担える弁護士からなる「国際チーム」という専門チームを設け、また同時期に伝統芸能、伝統工芸等の産品、漫画、アニメといったわが国の固有の文化・文物の保存・継承ならびに国内外での一層の展開を支援するために「ジャパンコンテンツチーム」という専門チームも設けている。

そして、上記両チームの設置より少しあとの平成29年（2017年）には、「農水法務支援チーム」を設けている。これはわが国の食を支える農林水産業が、少子・高齢化現象（人口減少は国内市場の縮小をも意味する。）や身体的にも経済的にも負担が大きい職種ということで若年層が就業せず担い手が不足していく方向にあり、かつ地球温暖化による気候変動で生産環境が急変し、さらには国際情勢の不安定化等による国際的な農林水産物の流れが急激に変化することなど、種々の困難な事態に直面していることを受け、弁護士として何かできることはないかということから、文字どおり、わが国の農林水産業を支援するために設けられた専門チームである。

### (2) 日弁連知的財産センターとの連携

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）には、知的財産分野の特別専門委員会である「日弁連知的財産センター」（以下「知財センター」という。）が設置されており、全国各地の知的財産分野の事件や相談等を多く取り扱う弁護士約90名が所属して日弁連の知財政策を立案するなど知財本部的な機能を担っている。

知財センターにも上記の知財ネットの専門3チームに対応した組織が置かれており<sup>4</sup>、知財ネットと知財センターとは日弁連の知財政策・知財活動に関し、車の両輪として相互に連携を図りながら活動を行っている。

1 日弁連知的財産センター平成26年度委員長、現副委員長

2 全国津々浦々で知財リーガルニーズに迅速かつ的確に応えられる体制を整えるというものである。

3 国内外に約1200名のメンバーを擁する任意団体であって、メンバーの多くは弁護士であるが知財法学者もいる。

4 「国際プロジェクトチーム（国際PT）」、「ジャパンコンテンツチーム」及び「農水法務支援チーム」である。

## 2 水産業における知的財産の創作、保護及び活用

農水法務支援チームの活動は、従前、図らずも農業分野に軸足を置いていた感があるが、令和4年3月に閣議決定された「水産基本計画」で水産業においても知的財産に配慮する必要があるのではないかという視座が示されたこともあり、以後、水産分野においても、より積極的に取り組んでいく必要性を感じている。とりわけ、近年では養殖事業において目覚ましい技術的發展がみられるので、水産業における知的財産の価値は、従前に比べより一層重みを増していると言ってよい。このように水産業における技術的な創作成果や水産物や水産関係サービス（海業等）の展開に伴うブランディング等について、知的財産の保護の必要性が高まっていることを受けて、水産現場における知財マインドのさらなる醸成も求められるところであり、知財ネットとしては、そのような面においても支援の取組を進めたいと考えている。

## 3 水産関係の実情調査

- (1) 水産政策や水産関連発明の出願の状況等を知らずして知的財産の保護等を語ることは適切ではないという思いから、知財ネットと知財センターとは、まず令和4年（2022年）9月26日に「水産業の現状と水産政策の方向性並びに優良系統等の水産資源等についての知財保護の最新動向」なる水産知財イベントを開催した。

そこでは、水産庁増殖推進部栽培増殖課の中村真弥課長補佐（当時）と、特許庁審査第一部で自然資源審査をご担当の川野汐音審査官（当時）からそれぞれ基調報告を頂くなどして、水産業や養殖業の実情や、養殖関連技術等の動向（魚類の生物特許を含む。）について、貴重なお話をお伺いすることができた（この水産知財イベントの内容は、「Law & Technology」98号〔2023年〕（民事法研究会）で公表されているので参照されたい。）。

- (2) そして、令和6年1月12日に開催された「座談会・水産業の現状と課題—技術の発展と知財保護・活用の可能性—」では、内閣官房副長官補室の三上卓也内閣参事官（当時）の司会進行のもと、一般社団法人大日本水産会<sup>5</sup>（以下「大日本水産会」という。）の枝元真徹会長及び高瀬美和子専務理事、水産庁増殖推進部栽培増殖課の竹川義彦課長補佐、そして株式会社ニッスイ（以下「ニッスイ」という。）の養殖事業推進部の鶴岡比呂志部長（当時）にご参加頂き、知財ネットの末吉互前理事長（知財センター農水法務支援チーム座長）と当職とでさまざまなお話をお伺いすることができた（この座談会の内容は、「Law & Technology」103号〔2024年〕（民事法研究会）で公表されているので参照されたい。）。

- (3) 知財ネットでは、上記の座談会でのご示唆により、水産業の現場を実際に知ることの重要性を感じ、現地視察の実施を検討した。そして、大日本水産会<sup>6</sup>、水産庁<sup>7</sup>及び鳥取県のご協力を得て、令和6年12月5日、6日の両日、わが国でも屈指の水産拠点である鳥取県の境港地域を視察させて頂くことができた<sup>8</sup>。知財ネットからは、林いづみ理事長及び末吉互前理事長、そして当職が参加した。かかる境港視察における企業訪問でお世話になったのは、共和水産株

---

5 水産業にかかわる500余の代表的な水産関係団体や企業で構成されているわが国唯一の水産業の総合団体。水産業の振興をはかり、経済的、文化的発展を期する目的で、明治15年（1882年）に設立された歴史と伝統のある団体である。

6 枝元真徹会長、長岡英典常務理事にご同行を頂くことができた。記して感謝を申し上げる。

7 竹川義彦課長補佐、境港漁業調整事務所の木村智也資源課長にご同行を頂くことができた。記して感謝を申し上げる。

式会社（鳥取県境港市栄町所在。以下「共和水産」という。）と弓ヶ浜水産株式会社（鳥取県境港市竹内団地所在。以下「弓ヶ浜水産」という。）である。

- (4) 共和水産では、国際経験が豊かな高橋誠治代表取締役会長、由木順常務及び長澤大志管理部課長らから、同社の近海まき網事業、海外まき網事業<sup>9</sup>、並びに船舶修理業の実情等を分かりやすくご解説頂いた。



(共和水産のウェブサイト<sup>10</sup>より)

共和水産のウェブサイトでも説明されているが、同社の近海まき網の船団は、「網船」、「探索船」及び「運搬船」などの4～5隻で構成され、わが国周辺沖合の水域において1年を通じて操業され、アジ、サバ、イワシ、ブリ、マグロなどを漁獲されるとのことである。

まき網漁での乗組員の作業も、従前のように乗組員が人力で重い網を曳くというのではなく、船上に備えられたクレーンをはじめとする大型の油圧機器を操作するようになっており、乗組員の負担軽減に配慮されているとのことである。

また、探索船による魚群の探査においても、船舶のナビゲーションはGPS等が利用され、複数の最新ソナーが完備されているので、効率の良い漁ができるようになっているとのこと、今日のまき網船は最新のハイテク機器が搭載された高性能漁船となっているとのことである。

---

8 境港は、「ゲゲゲの鬼太郎」の作者である水木しげる氏の故郷であり、水木しげる記念館や水木しげるロード（御馴染みの妖怪達の像があちらこちらに設置されている。）が整備されている。

9 紙幅の関係から詳細な説明は割愛するが、漁船で大型の網の端と端とを大きく円を描くように曳いて魚群を大きく巻かれた網内に封じ込め、網の底部を絞って魚を捕獲する漁法である。

10 <http://kyowa-suisan.jp/?id=8>



(網船 [共和水産のウェブサイト<sup>11</sup>より])



(網の引き上げの状況 [共和水産のウェブサイト<sup>12</sup>より])

- (5) 弓ヶ浜水産では、水産学の博士号も保有されている竹下朗代表取締役社長（当時）から、同社が手掛けておられる最先端の海面養殖事業や、養殖事業に関する知的財産等についてレクチャー（プレゼン）を頂いたのち、境港で養殖されたサーモン（ギンザケ）の冷凍梱包の様子などを拝見させて頂いた。

---

11 <http://kyowa-suisan.jp/?id=8>

12 <http://kyowa-suisan.jp/?id=8>



(宣伝ポスター〔弓ヶ浜水産のウェブサイト<sup>13</sup>より〕)

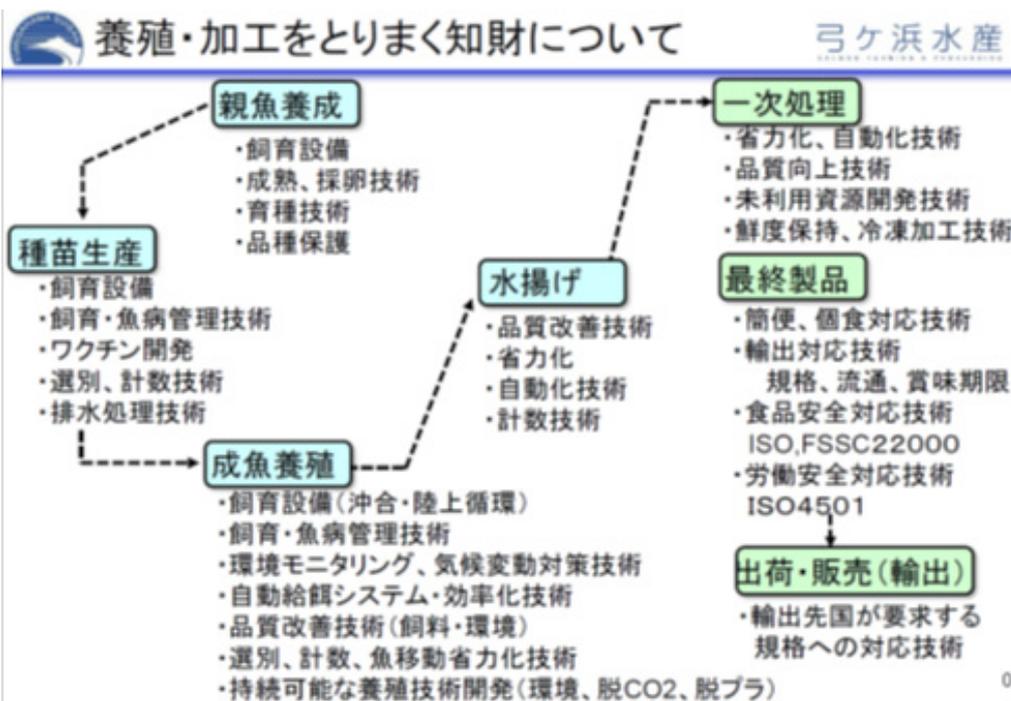


(境港サーモンの冷凍梱包の様子)

なお、竹下社長のご厚意で、プレゼン資料から「養殖・加工をとりまく知財について」のページを下記に引用させて頂くので参考にされたい<sup>14</sup>。

13 <http://www.yumisui.jp/jigyo/e370/>

14 養殖事業においても「品種」や「種苗」という用語が登場するところ、もとよりこれらは種苗法の規定する概念ではない。魚類の「品種」は、明確な定義があるわけではなく、取引上同種の特徴を有するとされる魚類などの集合というようなイメージであろうか。植物新品種とは異なり、魚類の場合は品種改良して新品種を作出しても、その新品種の登録制度はない。「種苗」は、養殖して育てる稚魚のことである。海などで捕獲してくる天然種苗と、親世代を飼育環境において採卵等して誕生させた人工種苗がある。



弓ヶ浜水産では、本社前の美保湾の海岸から数キロほどのところの海中に設置されている養殖場（現在、生け簀が14基あり、そこでは特許発明〔特許第5324997号「魚用接触センサー装置」〕の実装置とされる自動給餌システムが活用されている。）において、銀ザケが約70万尾養殖されているとのことである<sup>15</sup>。東北地方の養殖場よりは一か月程度早い3月下旬には本格出荷できるようである。この境港の養殖銀ザケは「境港サーモン」という名称でブランディングされている。

次ページの上段に掲載の写真上部（奥側）に写っている円形の生け簀に、写真下部（手前側）と次ページ下段の写真に写っている建物（海底石油採掘のプラットフォームのような構造物）から海中のパイプを通じて、適宜・適切なタイミングで給餌される仕組みになっている。

この養殖場では、各生け簀（海中）にカメラが設置されており、魚の様子が弓ヶ浜水産の本社内にある指令室においてリアルタイムに映像で確認できるようになっており、また給餌システムについても遠隔制御ができるようになっている。

15 <http://www.yumisui.jp/jigyo/e370/salmon/>



(弓ヶ浜水産の本社前の美保湾内に設置されている海面養殖場の全景)



(自動給餌システムのプラットフォーム部分の様子)

- (6) また、鳥取県境港水産事務所の山本健也所長及び田中靖係長、水産庁境港漁業調整事務所漁業監督課藤尾竜太課長らのお世話で、先端的な「鳥取県営境港水産物地方卸売市場」(境港魚市場)を視察させて頂き、有益なお話をお聞きすることができた。市場では水揚げされた魚介類の動線がしっかりと定められ、また鳥類の侵入対策用ネットが張り巡らされ、さらに水揚げされた魚介類の鮮度維持・場内の清潔保持のために多くの柱に埋め込まれたホースから洗浄水や破碎氷の供給が容易に受けられるようになっていた。



(境港魚市場の外観)



(水揚げされたベニズワイガニ)



(境港魚市場での視察の様子)



(水揚げされたアカガレイ)

#### 4 まとめ

今回の境港視察<sup>16</sup>においては、まき網漁の実情や海上養殖事業や魚市場の技術的な進歩を中心に、官民間わず水産の現場でご活躍の皆様方から、大変有益なお話をお聞きすることができた。

境港視察に参加した弁護士だけでなく、より多くの知財実務家に水産分野に関する種々の知見を共有できればとの思いから、今回、水産庁の竹川義彦課長補佐と鳥取県境港水産事務所の山本健也所長に、それぞれの日々の業務範囲のことで十分なので、平易な解説文のご執筆をお願いできないものかとご相談したところ、幸いにもご快諾を頂くことができた。

16 ロジ面も含めてニッスイの鶴岡比呂志部長（当時：現弓ヶ浜水産代表取締役社長）には、何かにつけお世話になった。感謝を申し上げる。

竹川課長補佐からは、国の視点からの水産政策の流れや現状のご解説を、そして山本所長からは、鳥取県（境港）における水産業の状況等について概説を頂くことができた。お二人には本務でご多忙のところ、慣れない原稿作成のご負担をお掛けしてしまい誠に申し訳なく思っている。深謝申し上げます。

加えて、それらの水産知財の重要性や専門家論攷の意義をご理解下さり、水産知財特集という形で本誌本号の紙幅を割いて下さった発明推進協会（ご担当吉澤信氏）にも同様に感謝を申し上げます。

今回境港で得られた知見を無駄にすることなく、引き続き水産知財の展開、わが国の水産業の発展に向けた取組を進めて参りたいと思っている。

以 上